

## 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率について

### 1 後期高齢者医療制度

#### (1) 概要

後期高齢者医療制度(以下「後期制度」といいます。)は、急速な高齢化により国民全体の医療費が増大する中で、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な保険制度とするため、被保険者である後期高齢者にも一定の負担をしていただく世代間で支え合う制度として2008年に創設されたものです。後期制度には75歳以上の方の全てが加入します。

#### (2) 給付費と自己負担割合について

医療機関等で受診する場合、被保険者はかかる医療費について、所得に応じた自己負担割合(1~3割)を負担します。残りの医療費(9~7割)は後期制度が給付費として給付します。

#### (3) 給付費等の財源について

給付費等の財源構成は、公費(国・都・市)5割、後期高齢者支援金(現役世代からの支援)約4割、保険料約1割となっています。

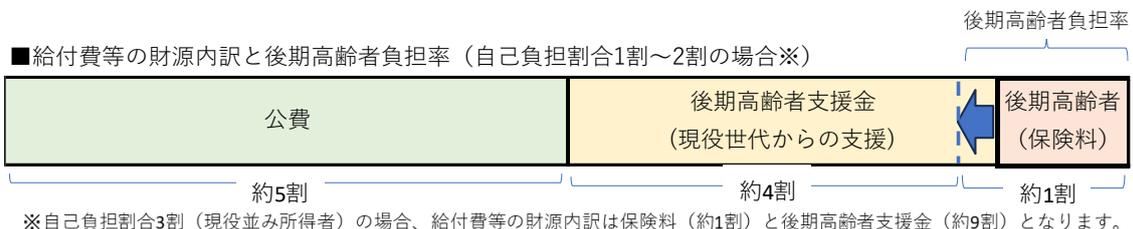
#### (4) 後期高齢者負担率について

給付費等の財源構成のうち、保険料の負担分である約1割は、後期高齢者負担率を基に決定されます。後期高齢者支援金の拠出元である現役世代は人口が減少しているため、人口が増加する後期高齢者との負担のバランスを取るために2年ごとに見直されています。

制度当初の後期高齢者負担率は10%でしたが、その後は上昇傾向にあります。

#### (5) 保険料率の改定について

後期制度の保険料率は2年に一度、東京都後期高齢者医療広域連合が改正します。保険料率は年々増加傾向にある一人当たり給付費の伸びと後期高齢者負担率の引上げの影響を受けます。



#### ■後期高齢者負担率の推移

H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	H28・29	H30・R1	R2・3	R4・5	R6	R7
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%	12.24%/ 12.67%※	12.67%

※R6は低所得/高所得で率が異なります。

### 2 令和6・7年度の保険料率改定の特徴

#### (1) 制度改正

- ア 後期高齢者負担率の引上げ(算出基準の変更:現役世代の人口減少→後期世代と現役世代の人口比)
- イ 賦課限度額の引上げ(令和5年度66万円→6年度73万円、7年度80万円)
- ウ 出産育児一時金の原資となる出産育児支援金の導入(一人当たり641円)

#### (2) 激変緩和措置

一定の所得以下の方については制度改正による保険料増額の影響を受けさせないため、また、高額所得者については保険料増額が段階的になるよう、激変緩和措置がとられます。

#### (3) 保険料上昇抑制のための東京都後期高齢者医療広域連合の対応策

- ア 令和4・5年度の財政収支の剰余金260億円を活用します。
- イ 都独自の保険料軽減対策を継続実施することにより、一人当たり保険料額を5,442円引下げました。

### 3 保険料率の概要

令和6年度		令和4・5年度	令和6年度	増減
均等割額		46,400円	47,300円	900円
所得割率	旧ただし書き所得※58万円以下	9.49%	8.78%	△0.71ポイント
	旧ただし書き所得 58万円超		9.67%	0.18ポイント
一人当たり平均保険料額		104,842円	110,156円	5,314円

令和7年度		令和4・5年度	令和7年度	増減
均等割額		46,400円	47,300円	900円
所得割率		9.49%	9.67%	0.18ポイント
一人当たり平均保険料額		104,842円	112,535円	7,693円

令和6・7年度 一人当たり平均保険料額		令和4・5年度	令和6・7年度	増減
		104,842円	111,356円	6,514円

※ 旧ただし書き所得：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額

#### (参考)保険料額比較(公的年金収入のみの単身者の場合)

公的年金 収入額	旧ただし書き所得階層別 被保険者割合(概算)		保険料額(年額)					
			令和5年度	令和6年度	令和5年度との増減	令和7年度	令和5年度との増減	
153万円	0円	54.48%	13,900円	14,100円	200円	14,100円	200円	
168万円	1円～58万円	11.20%	21,000円	20,700円	△300円	21,400円	400円	
173万円			37,400円	36,800円	△600円	38,100円	700円	
197万円			64,900円	62,200円	△2,700円	66,100円	1,200円	
211万円			92,100円	88,700円	△3,400円	93,900円	1,800円	
221万円	58万1円～ 229.5万円	23.69%	101,600円	103,500円	1,900円	103,500円	1,900円	
240万円			128,900円	131,400円	2,500円	131,400円	2,500円	
400万円			264,100円	269,200円	5,100円	269,200円	5,100円	
880万円	229.5万1円～	7.49%	660,000円	673,400円	13,400円	673,400円	13,400円	
942万円	647.5万円～	0.26%		730,000円	70,000円	730,300円	70,300円	
1,017万円	706.4万円～	0.30%			800,000円	70,000円	800,000円	140,000円
	778.5万円～	2.57%						

※太枠部分は制度改正による影響を受けないよう激変緩和措置がとられる部分

※保険料額欄の  部分は各年度における賦課限度額

### 4 被保険者への周知

- (1) 都広域連合は6大新聞に広報紙「東京いきいき通信」を折り込み(3月上旬予定)
- (2) 町田市は広報まちだに保険料率改定の記事を掲載(4月1日予定)
- (3) 町田市は保険料納入通知に保険料率改定のリーフレットを封入(7月中旬予定)